

平成 28 年度 第 2 回逗子市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成 28 年 11 月 14 日 (月)  
午後 2 時～

場 所 逗子市役所 5 階第 7 会議室

1 議題

- (1) 逗子市国民健康保険料の改定に対する市民意見募集（パブリックコメント）  
の実施結果及び答申書について
  
- (2) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について
  
- (3) その他

## (案)

## 逗子市国民健康保険料の改定に対するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。  
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 平成28年10月3日(月)～11月2日(水)
2. 意見の数 6件
3. 意見提出人数 3人(郵送0人、FAX0人、メール2人、持参1人 / 個人3人、団体0件)
4. 意見内容の概要

区分	件数
改正案の概要に関する事	2件
改正案の賛否に関する事	0件
改正案の金額に関する事	0件
改正案の軽減割合に関する事	1件
国民健康保険事業の財政運営状況に関する事	0件
保険料変更後の試算結果に関する事	0件
実施時期等に関する事	0件
感想・要望等	3件
合計	6件

## 5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	3件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	2件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件
	合計	6件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理番号	意見内容	採否	意見数	採否の理由
改正案の概要に関すること(2件)	1	一般会計から特別会計へ繰入を行うことが特別会計の趣旨から望ましくない、という考えは正しいと思うが、負担者である市民が一般会計からの繰入のままでもいいと判断するならばあえて改定の必要はないのではないか。	▲	1件	国民健康保険料として、収入すべき額の不足分を毎年数億円一般会計から繰り入れており、その割合は他の自治体と比べて非常に高い割合となっていることから、今回の保険料の見直しは必要と考えています。また、平成30年度からの国民健康保険の財政運営の都道府県化においても、今後、神奈川県が定める国民健康保険運営方針では赤字補てんを目的とした一般会計繰入金金の解消に向けた取組みを定めることとされています。
	2	保険料として収入すべき額に不足が生じている原因についてデータとしては何も示されていない。その上原因に対する対策も示されていない。	□	1件	資料1財政運営状況に示したとおり、保険料として収入すべき額に不足が生じている主原因として医療費の増加を挙げている、医療費の適正化については引き続き取り組んでいきます。
改正案の軽減割合に関すること(1件)	3	保険料軽減割合を7・5・2割にすることは、医療費が年々増加していることや高齢者比率の多い逗子を考えると以前と同じ割合でよいのではないか。	▲	1件	低所得者の保険料の急激な増加を防ぐ目的から、7・5・2割軽減は必要と考えています。
感想・要望等(3件)	4	一市民として自身の国民健康保険料は支払っているのに、不足するとは考えられず、徴収出来ない分を払える人だけで負担してほしいと解釈できる資料である。	■	1件	保険料の徴収事務についても引き続き努力していきます。
	5	健康保険料改定はわかるが少しでも役にたてばと健康を目指し体操・食事・歩き等を行っている。健康に気をつけている高齢者達も大勢おり、毎年のように保険料の値上げは生活の逼迫につながるので考慮してほしい。	■	1件	ご指摘のとおり、健康増進の取組みを推進し、医療費の適正化に努めます。
	6	29年度保険料値上げは仕方ないと思うが、この調子で値上げが続くと思うと、年金生活者の私は暗澹たる気持ちになる。保険料値上げをおさえるためには、医療費の削減が必要であり、今後の為に医療費削減の具体的な施策を提示していただきたい。お願いしたいこと①このままで推移すると、医療費の伸びに伴い保険料がどの位値上げされるか、先5年位シミュレーションを示し、安易に医者にかからないよう自覚を促す。市民それぞれが自分の体に責任を持ち健康であるよう努めることが皆保険を続けるための条件であることを再認識してもらえるような様々な機会を捉えて訴える。②健康維持を目指して活動している様々な団体が、活動しやすくてできる場所の設定(私は気功体操の会に所属していますが、活動場所の確保が大変です)③誰でもが簡単に参加できる健康体操を普及させる。逗子では、ラジオ体操を奨励しているようですが、ボランティアにまかせるだけでなく、しっかりそれが位置づくような施策が欲しい。リーダー養成(健康に関する様々な情報提供者)、各地にラジオ体操できる場所の設定など。④医者の診療報酬の見直しや余計な薬を出さないよう要請。(素人が考えても必要のないと思われる薬をだされたことあり、断れなかった自分が腹立たしかった)ともかく健康生活を遂行し、(特に高齢者)健康寿命を伸ばし医者にかからないで生活できるようにすること。このことが健康保険料削減につながると思います。	■	1件	貴重なご意見ありがとうございます。医療費適正化のためにご提案していただきました内容については、今後の事業実施時の参考とさせていただきます。
合計				6件	

(案)

資料②

28 国保運協第 号  
2016 年（平成 28 年）11 月 日

逗子市長 平井 竜一 様

逗子市国民健康保険運営協議会  
会 長 八ツ橋 良三

答 申 書

本運営協議会は、平成 28 年 8 月 9 日付け諮問第 15 号にて諮問のあった逗子市国民健康保険料の改定について、審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

引き続き保険料の収納の確保に努めるとともに、国民健康保険制度について被保険者への周知を図り、制度の安定的な運営に努められたい。

1 諮問事項

(1) 応益・応能割合

逗子市国民健康保険条例第 12 条、第 12 条の 5 の 5 及び第 12 条の 9 に規定する割合について、所得割「100 分の 65」を「100 分の 60」に、世帯別平等割「100 分の 10」を「100 分の 15」に変更する。

(2) 保険料軽減割合

逗子市国民健康保険条例第 16 条の 2 に規定する割合について、「10 分の 6」を「10 分の 7」に、「10 分の 4」を「10 分の 5」に変更し、「10 分の 2」を新設する。

2 答申事項

諮問のとおり平成 29 年度から変更することについて了承する。

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例 改正概要

平成 29 年度に逗子市国民健康保険料を改定するに当たり、次のとおり改正を行う。

- 1 応能・応益割合を現行の 65 : 35 から 60 : 40 へ変更する。

**改正条文** 第 12 条、第 12 条の 5 の 5 及び第 12 条の 9 第 1 号の所得割の割合を 100 分の 65 から 100 分の 60 に、同様に第 3 号の世帯別平等割の割合を 100 分の 10 から 100 分の 15 に改正

- 2 保険料軽減割合を現行の 6 割・4 割軽減から 7 割・5 割・2 割軽減へ変更する。

**改正条文** 第 16 条の 2 に規定する軽減割合を 10 分の 6 から 10 分の 7 に、10 分の 4 から 10 分の 5 に改正し、第 3 号を追加

- 3 その他の改正

字句整理等、所要の改正を行う。